える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

S　国庫の補助金を受けて市町村が施行する第二種(B)空港（第二種空港のうち市町村が管理するものに限る。）の整備事業に係る経費に充てるため昭和 57 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度から昭和 59 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

T_n　PFI 事業者が整備して n 年度に供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額（当該地方団体が当該施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき額の年次ごとの合計額）として当該地方団体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額

える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

S　国庫の補助金を受けて市町村が施行する第二種(B)空港（第二種空港のうち市町村が管理するものに限る。）の整備事業に係る経費に充てるため昭和 57 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度から昭和 59 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成 5 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

T_n　PFI 事業者が整備して n 年度に供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額（当該地方団体が当該施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき額の年次ごとの合計額）として当該地方団体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額

U_{21}　ア　愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうち、補助事業分に係るもの　0.03367

イ　ア以外の総務大臣が通知した額に係るもの　0.01347

U_{22}　ア　北海道札幌市及び愛知県豊田市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.01428

イ　東京都稲城市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.01607

ウ　三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額のうち③に係るもの　0.03571

エ　京都府京都市に対して総務大臣が通知した額に係